

(別添2) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月7日	基本情報 2. 特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステムシステム4 他のシステムとの接続	(空欄)	国民健康保険システム(国保情報集約システムのみ接続)		
令和1年6月18日	基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 対象人数	10万人以上30万人未満	1万人以上10万人未満	事後	
令和1年6月18日	特定個人情報ファイルの概要 1. 資格管理ファイル 2. 基本情報 対象となる本人の数	10万人以上100万人未満	1万人以上10万人未満	事後	
令和1年6月18日	特定個人情報ファイルの概要 3. 前期高齢管理ファイル 2. 基本情報 対象となる本人の数	10万人以上100万人未満	1万人以上10万人未満	事後	
令和1年6月18日	特定個人情報ファイルの概要 4. 国民健康保険料賦課情報ファイル 2. 基本情報 対象となる本人の数	10万人以上100万人未満	1万人以上10万人未満	事後	
令和1年6月18日	特定個人情報ファイルの概要 5. 給付管理ファイル 2. 基本情報 対象となる本人の数	10万人以上100万人未満	1万人以上10万人未満	事後	
令和1年6月18日	特定個人情報ファイルの概要 6. 滞納整理ファイル 2. 基本情報 対象となる本人の数	10万人以上100万人未満	1万人以上10万人未満	事後	
令和1年6月18日	リスク対策 1. 資格管理ファイル 8. 監査 実施の有無	自己点検	自己点検 内部監査	事後	
令和1年6月18日	リスク対策 2. 資格状況履歴ファイル 8. 監査 実施の有無	自己点検	自己点検 内部監査	事後	
令和1年6月18日	リスク対策 3. 前期高齢管理ファイル 8. 監査 実施の有無	自己点検	自己点検 内部監査	事後	
令和1年6月18日	リスク対策 4. 国民健康保険料賦課情報ファイル 8. 監査 実施の有無	自己点検	自己点検 内部監査	事後	
令和1年6月18日	リスク対策 5. 給付管理ファイル 8. 監査 実施の有無	自己点検	自己点検 内部監査	事後	
令和1年6月18日	リスク対策 6. 滞納整理ファイル 8. 監査 実施の有無	自己点検	自己点検 内部監査	事後	
令和1年6月18日	評価実施手続 1. 基礎項目評価 実施日	平成30年3月28日.	令和1年6月18日.	事後	
令和1年6月18日	評価実施手続 1. 基礎項目評価 しきい値判断結果	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施)	事後	
令和1年12月13日	- 4 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)第9条第1項 別表第一の30の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・番号法第9条第2項 ・墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 第4条 別表第一の区長の部1の項、別表第二の1の項 ・墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則 第2条 別表第一の1の項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)第9条第1項 別表第一の30の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・番号法第9条第2項 ・墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 第4条 別表第一の区長の部1の項、別表第二の1の項 ・墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則 第2条 別表第一の1の項	事後	

(別添2) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年12月13日	リスク対策 1. 資格管理ファイル 過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	発生なし	発生あり	事後	特定個人情報に関する重大事故の発生に伴うものであり、事前の提出が義務付けられる「重大な変更」に当たらないため。
令和1年12月13日	リスク対策 1. 資格管理ファイル その内容	—	平成29年度課税分当初課税データ作成業務委託において、特定個人情報を含む約12万件的課税データについて、本区の承諾を得ない再委託が行われていた(平成30年12月14日発覚)。調査の結果、再委託先から外部への特定個人情報等の流出は確認されていない。	事後	特定個人情報に関する重大事故の発生に伴うものであり、事前の提出が義務付けられる「重大な変更」に当たらないため。
令和1年12月13日	再発防止策の内容	—	特定個人情報を取り扱う業務に委託については、契約締結時に再委託の予定の有無を確認するとともに、再委託の許諾を求める場合は、委託先が再委託先の安全管理措置の内容を含め書面により申し出ることを契約書の特記事項に明記した。また、履行期間中に、契約内容の遵守状況の書面での報告、委託先の実地調査等により特定個人情報の取扱状況を把握するよう、全課に周知徹底を図った。	事後	
令和1年12月13日	リスク対策 2. 資格状況履歴ファイル 過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	発生なし	発生あり	事後	特定個人情報に関する重大事故の発生に伴うものであり、事前の提出が義務付けられる「重大な変更」に当たらないため。
令和1年12月13日	リスク対策 2. 資格状況履歴ファイル その内容	—	平成29年度課税分当初課税データ作成業務委託において、特定個人情報を含む約12万件的課税データについて、本区の承諾を得ない再委託が行われていた(平成30年12月14日発覚)。調査の結果、再委託先から外部への特定個人情報等の流出は確認されていない。	事後	特定個人情報に関する重大事故の発生に伴うものであり、事前の提出が義務付けられる「重大な変更」に当たらないため。
令和1年12月13日	再発防止策の内容	—	特定個人情報を取り扱う業務に委託については、契約締結時に再委託の予定の有無を確認するとともに、再委託の許諾を求める場合は、委託先が再委託先の安全管理措置の内容を含め書面により申し出ることを契約書の特記事項に明記した。また、履行期間中に、契約内容の遵守状況の書面での報告、委託先の実地調査等により特定個人情報の取扱状況を把握するよう、全課に周知徹底を図った。	事後	
令和1年12月13日	リスク対策 3. 前期高齢管理ファイル 過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	発生なし	発生あり	事後	特定個人情報に関する重大事故の発生に伴うものであり、事前の提出が義務付けられる「重大な変更」に当たらないため。
令和1年12月13日	リスク対策 3. 前期高齢管理ファイル その内容	—	平成29年度課税分当初課税データ作成業務委託において、特定個人情報を含む約12万件的課税データについて、本区の承諾を得ない再委託が行われていた(平成30年12月14日発覚)。調査の結果、再委託先から外部への特定個人情報等の流出は確認されていない。	事後	特定個人情報に関する重大事故の発生に伴うものであり、事前の提出が義務付けられる「重大な変更」に当たらないため。
令和1年12月13日	再発防止策の内容	—	特定個人情報を取り扱う業務に委託については、契約締結時に再委託の予定の有無を確認するとともに、再委託の許諾を求める場合は、委託先が再委託先の安全管理措置の内容を含め書面により申し出ることを契約書の特記事項に明記した。また、履行期間中に、契約内容の遵守状況の書面での報告、委託先の実地調査等により特定個人情報の取扱状況を把握するよう、全課に周知徹底を図った。	事後	
令和1年12月13日	リスク対策 4. 国民健康保険料賦課情報ファイル 過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	発生なし	発生あり	事後	特定個人情報に関する重大事故の発生に伴うものであり、事前の提出が義務付けられる「重大な変更」に当たらないため。
令和1年12月13日	リスク対策 4. 国民健康保険料賦課情報ファイル その内容	—	平成29年度課税分当初課税データ作成業務委託において、特定個人情報を含む約12万件的課税データについて、本区の承諾を得ない再委託が行われていた(平成30年12月14日発覚)。調査の結果、再委託先から外部への特定個人情報等の流出は確認されていない。	事後	特定個人情報に関する重大事故の発生に伴うものであり、事前の提出が義務付けられる「重大な変更」に当たらないため。
令和1年12月13日	再発防止策の内容	—	特定個人情報を取り扱う業務に委託については、契約締結時に再委託の予定の有無を確認するとともに、再委託の許諾を求める場合は、委託先が再委託先の安全管理措置の内容を含め書面により申し出ることを契約書の特記事項に明記した。また、履行期間中に、契約内容の遵守状況の書面での報告、委託先の実地調査等により特定個人情報の取扱状況を把握するよう、全課に周知徹底を図った。	事後	

(別添2) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年12月13日	リスク対策 5. 給付管理ファイル 過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	発生なし	発生あり	事後	特定個人情報に関する重大事故の発生に伴うものであり、事前の提出が義務付けられる「重大な変更」に当たらないため。
令和1年12月13日	リスク対策 5. 給付管理ファイル その内容	—	平成29年度課税分当初課税データ作成業務委託において、特定個人情報を含む約12万件的課税データについて、本区の承諾を得ない再委託が行われていた(平成30年12月14日発覚)。調査の結果、再委託先から外部への特定個人情報等の流出は確認されていない。	事後	特定個人情報に関する重大事故の発生に伴うものであり、事前の提出が義務付けられる「重大な変更」に当たらないため。
令和1年12月13日	再発防止策の内容	—	特定個人情報を取り扱う業務に委託については、契約締結時に再委託の予定の有無を確認するとともに、再委託の許諾を求める場合は、委託先が再委託先の安全管理措置の内容を含め書面により申し出ることを契約書の特記事項に明記した。また、履行期間中に、契約内容の遵守状況の書面での報告、委託先の実地調査等により特定個人情報の取扱状況を把握するよう、全課に周知徹底を図った。	事後	
令和1年12月13日	リスク対策 6. 滞納整理ファイル 過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	発生なし	発生あり	事後	特定個人情報に関する重大事故の発生に伴うものであり、事前の提出が義務付けられる「重大な変更」に当たらないため。
令和1年12月13日	リスク対策 6. 滞納整理ファイル その内容	—	平成29年度課税分当初課税データ作成業務委託において、特定個人情報を含む約12万件的課税データについて、本区の承諾を得ない再委託が行われていた(平成30年12月14日発覚)。調査の結果、再委託先から外部への特定個人情報等の流出は確認されていない。	事後	特定個人情報に関する重大事故の発生に伴うものであり、事前の提出が義務付けられる「重大な変更」に当たらないため。
令和1年12月13日	再発防止策の内容	—	特定個人情報を取り扱う業務に委託については、契約締結時に再委託の予定の有無を確認するとともに、再委託の許諾を求める場合は、委託先が再委託先の安全管理措置の内容を含め書面により申し出ることを契約書の特記事項に明記した。また、履行期間中に、契約内容の遵守状況の書面での報告、委託先の実地調査等により特定個人情報の取扱状況を把握するよう、全課に周知徹底を図った。	事後	
令和1年12月13日	- 2 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	墨田区総務部総務課文書管理係 〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号 電話: 03-5608-6241	墨田区区民部国保年金課 〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号 :03-5608-6121(こほ資格係) 03-5608-6125(こほ保険料係) 03-5608-6123(こほ給付係)	事後	
令和1年12月13日	評価実施手続 1. 基礎項目評価 しきい値判断結果	基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施)	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	事後	特定個人情報に関する重大事故の発生に伴うものであり、事前の提出が義務付けられる「重大な変更」に当たらないため。
令和2年6月12日	特定個人情報ファイルの概要(1. 資格管理ファイル) 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所	< 墨田区における措置 > 入退室管理をしている部屋に設置したサーバー内に保管している。サーバーへのアクセスはID及びパスワードによる認証が必要である。 < 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 > ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	(墨田区における措置) ・住民記録管理システムにおいてはサービス利用方式を導入している。システム本体は外部データセンターで稼働しており、厳格な入退室管理(IDカード、生体認証、監視カメラ、赤外線センサー)が行われている。 「住民記録管理システム」は、住民基本台帳、国民健康保険、住民税等の情報が含まれているパッケージシステムであるため、当区の評価書内の当該情報に係るデータの保管場所については「住民記録管理システム」という表記で統一する。 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	事後	漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させるため、重要な変更には当たらない。

(別添2) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月12日	<p>特定個人情報ファイルの概要(2.資格状況履歴ファイル) 6.特定個人情報の保管・消去保管場所</p>	<p>・セキュリティゲートにて入退館管理を行っている建物内のうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画(指紋認証、監視カメラの設置、記録簿に氏名や入退室時間等を記載)に設置したサーバー内に保管 ・サーバーへのアクセスは、全庁的に管理しているID及びパスワードによる認証が必要</p>	<p>(墨田区における措置) ・住民記録管理システムにおいてはサービス利用方式を導入している。システム本体は外部データセンターで稼働しており、厳格な入退室管理(IDカード、生体認証、監視カメラ、赤外線センサー)が行われている。 「住民記録管理システム」は、住民基本台帳、国民健康保険、住民税等の情報が含まれているパッケージシステムであるため、当区の評価書内の当該情報に係るデータの保管場所については「住民記録管理システム」という表記で統一する。 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>	事後	漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させるため、重要な変更にと当たらない。
令和2年6月12日	<p>特定個人情報ファイルの概要(3.前期高齢管理ファイル) 6.特定個人情報の保管・消去保管場所</p>	<p><墨田区における措置> 入退室管理をしている部屋に設置したサーバー内に保管している。サーバーへのアクセスはID及びパスワードによる認証が必要である。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>	<p>(墨田区における措置) ・住民記録管理システムにおいてはサービス利用方式を導入している。システム本体は外部データセンターで稼働しており、厳格な入退室管理(IDカード、生体認証、監視カメラ、赤外線センサー)が行われている。 「住民記録管理システム」は、住民基本台帳、国民健康保険、住民税等の情報が含まれているパッケージシステムであるため、当区の評価書内の当該情報に係るデータの保管場所については「住民記録管理システム」という表記で統一する。 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>	事後	漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させるため、重要な変更にと当たらない。
令和2年6月12日	<p>特定個人情報ファイルの概要(4.国民健康保険料賦課情報ファイル) 6.特定個人情報の保管・消去保管場所</p>	<p><墨田区における措置> 入退室管理をしている部屋に設置したサーバー内に保管している。サーバーへのアクセスはID及びパスワードによる認証が必要である。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>	<p>(墨田区における措置) ・住民記録管理システムにおいてはサービス利用方式を導入している。システム本体は外部データセンターで稼働しており、厳格な入退室管理(IDカード、生体認証、監視カメラ、赤外線センサー)が行われている。 「住民記録管理システム」は、住民基本台帳、国民健康保険、住民税等の情報が含まれているパッケージシステムであるため、当区の評価書内の当該情報に係るデータの保管場所については「住民記録管理システム」という表記で統一する。 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>	事後	漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させるため、重要な変更にと当たらない。
令和2年6月12日	<p>特定個人情報ファイルの概要(5.給付管理ファイル) 6.特定個人情報の保管・消去保管場所</p>	<p>国民健康保険システムにおける措置 ・サーバーへのアクセスは、ID、パスワード及び生体認証が必要となる。 ・紙媒体については施設可能な書庫に保管する。 ・保存年限を経過した申告書及び帳票等の紙媒体については、外部事業者による溶解処理にて廃棄する。</p>	<p>(墨田区における措置) ・住民記録管理システムにおいてはサービス利用方式を導入している。システム本体は外部データセンターで稼働しており、厳格な入退室管理(IDカード、生体認証、監視カメラ、赤外線センサー)が行われている。 「住民記録管理システム」は、住民基本台帳、国民健康保険、住民税等の情報が含まれているパッケージシステムであるため、当区の評価書内の当該情報に係るデータの保管場所については「住民記録管理システム」という表記で統一する。 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>	事後	漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させるため、重要な変更にと当たらない。

(別添2) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月12日	特定個人情報ファイルの概要(6. 滞納整理ファイル) 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所	・セキュリティゲートにて入退館管理を行っている建物内のうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画(指紋認証、監視カメラの設置、記録簿に氏名や入退室時間等を記載)に設置したサーバー内に保管 ・サーバーへのアクセスは、全庁的に管理しているID及びパスワードによる認証が必要	(墨田区における措置) ・住民記録管理システムにおいてはサービス利用方式を導入している。システム本体は外部データセンターで稼働しており、厳格な入退室管理(IDカード、生体認証、監視カメラ、赤外線センサー)が行われている。 「住民記録管理システム」は、住民基本台帳、国民健康保険、住民税等の情報が含まれているパッケージシステムであるため、当区の評価書内の当該情報に係るデータの保管場所については「住民記録管理システム」という表記で統一する。 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	事後	漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させるため、重要な変更には当たらない。
令和2年6月12日	基本情報 1. 特定個人情報ファイル取り扱う事務 事務の内容	(空欄)	4 オンライン資格確認の準備業務 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたこと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。	事後	
令和2年6月12日	基本情報 1. 特定個人情報ファイル取り扱う事務 事務の内容	(空欄)	< オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。) > ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当区からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当区から被保険者及び世帯構成員の個人情報等を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。	事後	
令和2年6月12日	基本情報 2. 特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステム システム4 システムの機能	(空欄)	○オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供(詳細は別添1を参照) (1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信 市区町村の国保総合PCのファイ転送機能(*)を用いて、被保険者資格異動に関するデータを市区町村から国保連合会へ送信する。 (2)医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の送信 オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市区町村より受領した被保険者異動情報に関するデータを医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者異動情報を送信する。	事後	
令和2年6月12日	基本情報 2. 特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステム システム5 システムの名称	(空欄)	医療保険者等向け中間サーバー等	事後	

(別添2) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月12日	基本情報 2. 特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステムシステム5システムの機能	(空欄)	「医療保険者等向け中間サーバー等」は、医療保険者等全体または医療保険制度横断で資格管理等を行う際に必要となるシステムであり、(1)資格履歴管理事務に係る機能、(2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能、(3)地方公共団体情報システム機構に対して住民基本台帳ネットワークシステムを通じて機構保存本人確認情報の提供を求める機能(以下「本人確認事務に係る機能」という。)を有する。医療保険者等向け中間サーバー等は、取りまとめ機関が運営する。 なお、市区町村国保に関しては、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能については、「地方公共団体における情報連携プラットフォーム」に係る中間サーバー(自治体中間サーバー)を利用するため、「医療保険者等向け中間サーバー等」では、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能は行わない。	事後	
令和2年6月12日	基本情報 2. 特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステムシステム5システムの機能	(空欄)	(1)資格履歴管理事務に係る機能 () 資格履歴管理(評価対象) ・医療保険者等が、加入者等の基本4情報(又はその一部)、資格情報及び各種証情報(個人番号含む。)を委託区画に登録する。 ・運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する()。 () オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供(個人番号を用いないため評価対象外) ・個人番号を除いた資格履歴ファイルをオンライン資格確認等システムに提供する。 1 当該機能については支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため当該評価の対象外。	事後	
令和2年6月12日	基本情報 2. 特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステムシステム5システムの機能	(空欄)	(2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能 () 機関別符号取得() (2)(評価対象外) ・医療保険者等からの符号取得要求を受領後、システムの自動処理により、符号取得要求ファイルを生成し、情報提供サーバーに転送する。 ・支払基金職員が情報提供サーバーアプリケーションを操作することで、情報提供ネットワークシステムから機関別符号を取得し、機関別符号ファイルに格納する。 () 情報照会及び() 情報提供(副本情報)(実施しないため評価対象外) ・市区町村国保による情報提供(副本情報)は、「地方公共団体における情報連携プラットフォーム」に係る中間サーバー(自治体中間サーバー)を経由して情報提供ネットワークシステムと接続するため、医療保険者等向け中間サーバー等では行わない。 () 情報提供(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)() (2)(評価対象外) ・マイナポータルからの自己情報開示の求めを受け付け、システムの自動処理により、運用支援環境において被保険者等を特定し、資格履歴ファイルからオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報(個人番号は含まない。)を提供する。 2 当該機能については支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため当該評価の対象外。	事後	
令和2年6月12日	基本情報 2. 特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステムシステム5システムの機能	(空欄)	(3)本人確認事務に係る機能 () 個人番号取得及び() 基本4情報取得(実施しないため評価対象外) ・市区町村国保による情報提供(副本情報)は、「地方公共団体における情報連携プラットフォーム」に係る中間サーバー(自治体中間サーバー)を経由して情報提供ネットワークシステムと接続するため、医療保険者等向け中間サーバー等では行わない。	事後	
令和2年6月12日	特定個人情報ファイルの概要(5. 給付管理ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託の有無	2件	4件	事後	
令和2年6月12日	特定個人情報ファイルの概要(5. 給付管理ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項2委託内容	(空欄)	・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市区町村より受領した被保険者資格異動に関するデータを編集し、「医療保険者等向け中間サーバー等」へ送信、登録を行う。	事後	

(別添2) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月12日	特定個人情報ファイルの概要(5.給付管理ファイル) 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3	(空欄)	医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務	事後	
令和2年6月12日	特定個人情報ファイルの概要(5.給付管理ファイル) 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 委託内容	(空欄)	オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付管理などを行う。	事後	
令和2年6月12日	特定個人情報ファイルの概要(5.給付管理ファイル) 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 委託先における取扱者数	(空欄)	10人以上50人未満	事後	
令和2年6月12日	特定個人情報ファイルの概要(5.給付管理ファイル) 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 委託先名	(空欄)	東京都国民健康保険団体連合会 (東京都国民健康保険団体連合会は、国保中央会に再委託する)	事後	
令和2年6月12日	特定個人情報ファイルの概要(5.給付管理ファイル) 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 再委託の有無	(空欄)	再委託する	事前	重要な変更
令和2年6月12日	特定個人情報ファイルの概要(5.給付管理ファイル) 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 再委託の許諾方法	(空欄)	委託先の東京都国民健康保険団体連合会から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他本市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、東京都国民健康保険団体連合会と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)	事前	
令和2年6月12日	特定個人情報ファイルの概要(5.給付管理ファイル) 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 再委託の許諾方法	(空欄)	運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。	事前	
令和2年6月12日	特定個人情報ファイルの概要(5.給付管理ファイル) 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 再委託事項	(空欄)	医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務 (国保中央会から再々委託する「医療保険者等向け中間サーバー等の運用・保守業務」を含む)	事前	
令和2年6月12日	特定個人情報ファイルの概要(5.給付管理ファイル) 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4	(空欄)	医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務	事後	
令和2年6月12日	特定個人情報ファイルの概要(5.給付管理ファイル) 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 委託内容	(空欄)	オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用したオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供を行うために機関別符号を取得する。	事後	

(別添2) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月12日	特定個人情報ファイルの概要(5.給付管理ファイル) 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 委託先における取扱者数	(空欄)	10人以上50人未満	事後	
令和2年6月12日	特定個人情報ファイルの概要(5.給付管理ファイル) 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 委託先名	(空欄)	支払基金	事後	
令和2年6月12日	特定個人情報ファイルの概要(5.給付管理ファイル) 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 再委託の有無	(空欄)	再委託する	事前	重要な変更
令和2年6月12日	特定個人情報ファイルの概要(5.給付管理ファイル) 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 再委託の許諾方法	(空欄)	委託先の支払基金から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、支払基金と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)	事前	
令和2年6月12日	特定個人情報ファイルの概要(5.給付管理ファイル) 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 再委託の許諾方法	(空欄)	運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること 上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。	事前	
令和2年6月12日	特定個人情報ファイルの概要(5.給付管理ファイル) 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 再委託事項	(空欄)	医療保険者等向け中間サーバー等の運用・保守業務	事前	
令和2年6月12日	リスク対策(1.資格管理ファイル) 3.特定個人情報の使用 リスク2:権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク ユーザー認証の管理 具体的な管理方法	<国保総合PCにおける措置> ・国保総合PCを利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、パスワードによるユーザ認証を実施する。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの発行は禁止している。 ・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、特定個人情報不正に使用されることのリスクを軽減している。 ・ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。	<国保総合PCにおける措置> ・国保総合PCを利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、パスワードによるユーザ認証を実施する。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの発行は禁止している。 ・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、特定個人情報不正に使用されることのリスクを軽減している。 ・ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。 ・パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更のため

(別添2) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月12日	リスク対策(1.資格管理ファイル) 4.特定個人情報情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報情報ファイル適切な取扱いの担保 具体的な管理方法	(空欄)	<ul style="list-style-type: none"> < 医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務 > ・医療保険者等向け中間サーバー等の運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 ・運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。 	事前	
令和2年6月12日	リスク対策(1.資格管理ファイル) 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	(空欄)	<ul style="list-style-type: none"> < 取りまとめ機関における措置 > ・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。 	事前	
令和2年6月12日	リスク対策(1.資格管理ファイル) 7.特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	(空欄)	<ul style="list-style-type: none"> < 取りまとめ機関における措置 > ・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。 	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更のため
令和2年6月12日	リスク対策(1.資格管理ファイル) 10.その他のリスク対策 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	(空欄)	<ul style="list-style-type: none"> < 取りまとめ機関における措置 > ・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。 	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更のため
令和2年6月12日	リスク対策(3.前期高齢管理ファイル) 3.特定個人情報の使用 リスク2:権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク ユーザー認証の管理 具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <国保総合PCにおける措置> ・国保総合PCを利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、パスワードによるユーザ認証を実施する。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの発行は禁止している。 ・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、特定個人情報不正に使用されることリスクを軽減している。 ・ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。 	<ul style="list-style-type: none"> <国保総合PCにおける措置> ・国保総合PCを利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、パスワードによるユーザ認証を実施する。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの発行は禁止している。 ・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、特定個人情報不正に使用されることリスクを軽減している。 ・ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。 ・パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。 	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更のため

(別添2) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月12日	リスク対策(3.前期高齢管理ファイル) 4.特定個人情報情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報情報ファイル適切な取扱いの担保 具体的な管理方法	(空欄)	<p><医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療保険者等向け中間サーバー等の運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 ・運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面に示した上で、許諾を得ること。 	事前	
令和2年6月12日	リスク対策(3.前期高齢管理ファイル) 4.特定個人情報情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	(空欄)	<p><取りまとめ機関における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。 	事前	
令和2年6月12日	リスク対策(3.前期高齢管理ファイル) 7.特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	(空欄)	<p><取りまとめ機関における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。 	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更のため
令和2年6月12日	リスク対策(3.前期高齢管理ファイル) 10.その他のリスク対策 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	(空欄)	<p><取りまとめ機関における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。 	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更のため
令和2年6月12日	リスク対策(4.国民健康保険料賦課情報管理ファイル) 3.特定個人情報の使用 リスク2:権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク ユーザー認証の管理 具体的な管理方法	<p><国保総合PCにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保総合PCを利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、パスワードによるユーザ認証を実施する。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの発行は禁止している。 ・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことにより、特定個人情報不正に使用されることのリスクを軽減している。 ・ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。 	<p><国保総合PCにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保総合PCを利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、パスワードによるユーザ認証を実施する。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの発行は禁止している。 ・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことにより、特定個人情報不正に使用されることのリスクを軽減している。 ・ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。 ・パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。 	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更のため

(別添2) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月12日	リスク対策(4.国民健康保険料賦課情報管理ファイル) 4.特定個人情報情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報情報ファイル適切な取扱いの担保 具体的な管理方法	(空欄)	<p>< 医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療保険者等向け中間サーバー等の運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 ・運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。 	事前	
令和2年6月12日	リスク対策(4.国民健康保険料賦課管理ファイル) 4.特定個人情報情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	(空欄)	<p>< 取りまとめ機関における措置 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。 	事前	
令和2年6月12日	リスク対策(4.国民健康保険料賦課管理ファイル) 7.特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	(空欄)	<p>< 取りまとめ機関における措置 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。 	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更のため
令和2年6月12日	リスク対策(4.国民健康保険料賦課管理ファイル) 10.その他のリスク対策 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	(空欄)	<p>< 取りまとめ機関における措置 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。 	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更のため
令和2年6月12日	リスク対策(5.給付管理ファイル) 3.特定個人情報の使用 リスク2:権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク ユーザー認証の管理 具体的な管理方法	<p>国保総合PCにおける措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保総合PCを利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、個人ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、パスワードによるユーザー認証を実施する。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの発行は禁止している。 ・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことにより、特定個人情報が不正に使用されることリスクを軽減している。 ・ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。 	<p>国保総合PCにおける措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保総合PCを利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、個人ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、パスワードによるユーザー認証を実施する。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの発行は禁止している。 ・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことにより、特定個人情報が不正に使用されることリスクを軽減している。 ・ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。 ・パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。 	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更のため

(別添2) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月12日	リスク対策(5.給付管理ファイル) 4.特定個人情報情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報情報ファイル適切な取扱いの担保 具体的な管理方法	(空欄)	<p>< 医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療保険者等向け中間サーバー等の運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 ・運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。 	事前	
令和2年6月12日	リスク対策(5.給付管理ファイル) 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	(空欄)	<p>< 取りまとめ機関における措置 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。 	事前	
令和2年6月12日	リスク対策(5.給付管理ファイル) 7.特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	(空欄)	<p>< 取りまとめ機関における措置 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。 	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更のため
令和2年6月12日	リスク対策(5.給付管理ファイル) 10.その他のリスク対策 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	(空欄)	<p>< 取りまとめ機関における措置 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。 	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更のため
令和2年6月12日	評価実施手続 1.基礎項目評価 実施日	令和元年12月13日	令和2年6月12日	事前	
令和2年6月12日	評価実施手続 1.基礎項目評価 しきい値判断結果	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施)	事前	
令和3年6月10日	- 4 個人番号の利用 法上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)第9条第1項 別表第一の30の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・番号法第9条第2項 ・墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 第4条 別表第一の区長の部1の項、別表第二の1の項 ・墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則 第2条 別表第一の1の項 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)第9条第1項 別表第一 30の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条、附則第5項 ・番号法第9条第2項 ・墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 第4条第1項 別表第一 区長の部1の項 同条第2項 別表第2 1、1の2の項 ・墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則 第2条 別表第1 1の項 第3条 別表第2 1、1の2、1の3、1の4、1の5の項 	事後	

(別添2) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月10日	- 5 情報提供ネットワークシステムによる情報連携法令上の根拠	<p>【情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第7号及び別表第2 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、43、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 番号法第19条第7号 別表第2 30、88の項は主務省令で定められていない、 < オンライン資格確認の準備業務 > 番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的: 情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 	<p>【情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第7号及び別表第2 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、43、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 番号法第19条第7号 別表第2 30、46、88の項は主務省令で定められていない、 < オンライン資格確認の準備業務 > 番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的: 情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 	事後	
令和4年6月16日	<p>基本情報</p> <p>1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務事務の内容</p>	<p>1 国民健康保険の資格取得・喪失及び保険料の賦課事務 国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を国民健康保険の加入・喪失、保険料の納入通知・納付書の交付に関する事務において取り扱う。</p> <p>3 国民健康保険の保険給付業務 限度額適用・標準負担額減額認定申請 食事療養標準負担額減額認定申請</p> <p>4 オンライン資格確認の準備業務</p> <p>< オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)></p>	<p>1 国民健康保険の資格取得・喪失及び保険料の賦課事務 国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下本評価書において「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を国民健康保険の加入・喪失、保険料の納入通知・納付書の交付に関する事務において取り扱う。</p> <p>3 国民健康保険の保険給付業務 限度額適用・標準負担額減額交付申請 食事療養標準負担額減額交付申請</p> <p>4 オンライン資格確認業務</p> <p>< オンライン資格確認に係る資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認業務」という。)></p>	事後	
令和4年5月26日	<p>基本情報</p> <p>2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム4システムの機能</p>	<p>○オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供(詳細は別添1を参照)</p>	<p>○オンライン資格確認のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供(詳細は別添1を参照)</p>	事後	
令和4年5月26日	<p>基本情報</p> <p>4. 個人番号の利用法令上の根拠</p>	<p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)第9条第1項 別表第1 30の項</p> <p>・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条、附則第5項</p> <p>・番号法第9条第2項</p> <p>・墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 第4条第1項 別表第1 区長の部1の項 同条第2項 別表第2 1、1の2の項</p> <p>・墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則 第2条 別表第1 1の項 第3条 別表第2 1、1の2、1の3、1の4、1の5の項</p> <p>< オンライン資格確認の準備業務 ></p> <p>・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番30</p> <p>・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条</p> <p>・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	<p>・番号法第9条第1項 別表第1 30の項</p> <p>・番号法第9条第2項</p> <p>・墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 第4条第1項 別表第1 区長の部1の項 同条第2項 別表第2 1、1の2の項</p> <p>・墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則 第2条 別表第1 1の項 第3条 別表第2 1、1の2、1の3、1の4、1の5の項</p> <p>< オンライン資格確認業務 ></p> <p>・番号法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 30の項</p> <p>・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	事後	

(別添2) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月16日	基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	【情報照会】 ・番号法第19条第7号及び別表第2 42、43、44、45の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第25条、第25条の2、第26条 番号法第19条第7号 別表第2 45の項は主務省令で定められていない。 【情報提供】 ・番号法第19条第7号及び別表第2 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、43、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 番号法第19条第7号 別表第2 30、46、88の項は主務省令で定められていない。 < オンライン資格確認の準備業務 > ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的: 情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	【情報照会】 ・番号法第19条第8号及び別表第2 42、43、44、45の項 番号法第19条第8号 別表第2 45の項は主務省令で定められていない。 【情報提供】 ・番号法第19条第8号及び別表第2 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、43、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項 番号法第19条第8号 別表第2 30、46、88の項は主務省令で定められていない。 < オンライン資格確認業務 > ・番号法 附則第6条第4項 (利用目的: 情報連携のためではなくオンライン資格確認として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	
令和4年6月16日	特定個人情報ファイルの概要(1. 資格管理ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1~11 法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の○	番号法第19条第8号 別表第二の○	事後	
令和4年6月16日	特定個人情報ファイルの概要(4. 国民健康保険料賦課情報ファイル) 3. 特定個人情報の入手・使用 入手元	本人又は本人の代理人 評価実施機関内の他部署(窓口課、税務課、介護保険課) 行政機関・独立行政法人等(日本年金機構) 地方公共団体・地方独立行政法人(市区町村)	本人又は本人の代理人 評価実施機関内の他部署(窓口課、税務課、介護保険課) 行政機関・独立行政法人等(日本年金機構、デジタル庁) 地方公共団体・地方独立行政法人(市区町村)	事後	
令和4年6月16日	特定個人情報ファイルの概要(4. 国民健康保険料賦課情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1~3 法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の○	番号法第19条第8号 別表第二の○	事後	
令和4年6月16日	特定個人情報ファイルの概要(5. 給付管理ファイル) 3. 特定個人情報の入手・使用 入手元	本人又は本人の代理人 評価実施機関内の他部署(区民部窓口課、区民部税務課、福祉保健部保健衛生担当向島保健センター、本所保健センター) 地方公共団体・地方独立行政法人(市区町村) その他(東京都国民健康保険団体連合会)	本人又は本人の代理人 評価実施機関内の他部署(区民部窓口課、区民部税務課、福祉保健部保健衛生担当向島保健センター、本所保健センター) 行政機関・独立行政法人等(デジタル庁) 地方公共団体・地方独立行政法人(市区町村) その他(東京都国民健康保険団体連合会)	事後	
令和4年6月16日	特定個人情報ファイルの概要(5. 給付管理ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託(委託事項3) 委託内容	オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付管理などを行う。	オンライン資格確認のため、医療保険者等向け中間サーバー等において、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付管理などを行う。	事後	

(別添2) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月16日	特定個人情報ファイルの概要(5. 給付管理ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託(委託事項4)委託内容	オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用したオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供を行うために機関別符号を取得する。	オンライン資格確認のため、医療保険者等向け中間サーバー等において、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用したオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供を行うために機関別符号を取得する。	事後	
令和4年6月16日	リスク対策(1. 資格管理ファイル~6. 滞納整理ファイル) 7. 特定個人情報の保管・消去 過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	発生あり	発生なし	事後	
令和4年6月16日	リスク対策(1. 資格管理ファイル~6. 滞納整理ファイル) 7. 特定個人情報の保管・消去 その内容	平成29年度課税分当初課税データ作成業務委託において、特定個人情報を含む約12万件の課税データについて、本区の承諾を得ない再委託が行われていた(平成30年12月14日発覚)。調査の結果、再委託先から外部への特定個人情報等の流出は確認されていない。	-	事後	
令和4年6月16日	リスク対策(1. 資格管理ファイル~6. 滞納整理ファイル) 7. 特定個人情報の保管・消去 再発防止の内容	特定個人情報を取り扱う業務に委託については、契約締結時に再委託の予定の有無を確認するとともに、再委託の許諾を求める場合は、委託先が再委託先の安全管理措置の内容を含め書面により申し出ることを契約書の特記事項に明記した。また、履行期間中に、契約内容の遵守状況の書面での報告、委託先の現地調査等により特定個人情報の取扱状況を把握するよう、全課に周知徹底を図った。	-	事後	
令和4年6月16日	評価実施手続 1. 基礎項目評価実施日	令和3年5月25日	令和4年5月26日	事後	
令和5年6月5日	基本情報 3. 特定個人情報ファイル名	1 資格管理ファイル 2 資格状況履歴ファイル 3 前期高齢管理ファイル 4 国民健康保険料賦課情報ファイル 5 給付管理ファイル 6 滞納整理ファイル	1 資格管理ファイル 2 資格状況履歴ファイル 3 前期高齢管理ファイル 4 国民健康保険料賦課情報ファイル 5 給付管理ファイル 6 滞納整理ファイル 7 収納管理ファイル	事後	
令和5年6月5日	特定個人情報ファイルの概要(4. 国民健康保険料賦課情報ファイル) 3. 特定個人情報の入手・使用 入手元	本人又は本人の代理人 評価実施機関内の他部署(窓口課、税務課、介護保険課) 行政機関・独立行政法人等(日本年金機構、デジタル庁) 地方公共団体・地方独立行政法人(市区町村)	本人又は本人の代理人 評価実施機関内の他部署(窓口課、税務課、介護保険課) 行政機関・独立行政法人等(日本年金機構) 地方公共団体・地方独立行政法人(市区町村)	事後	
令和5年6月5日	特定個人情報ファイルの概要(7. 収納管理ファイル)		特定個人情報ファイルの概要(7. 収納管理ファイル)	事後	
令和5年6月5日	リスク対策(1. 資格管理ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転 ルール内容及びルール遵守の確認方法	・同一機関内における個人情報の移転は番号法、国民健康保険法、個人情報保護条例に則り、決められた範囲内に限定している。 ・業務に必要な情報については、所管課に対し利用申請書を提出し、認められた内容のみ受信できるようにシステムで制限している。	・同一機関内における個人情報の移転は番号法、国民健康保険法、個人情報の保護に関する法律に則り、決められた範囲内に限定している。 ・業務に必要な情報については、所管課に対し利用申請書を提出し、認められた内容のみ受信できるようにシステムで制限している。	事後	

(別添2) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年6月5日	リスク対策(3. 前期高齢管理ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転 ルール内容及びルール遵守の確認方法	・同一機関内における個人情報の移転は番号法、国民健康保険法、個人情報保護条例に則り、決められた範囲内に限定している。 ・業務に必要な情報については、所管課に対し利用申請書を提出し、認められた内容のみ受信できるようシステムで制限している。	・同一機関内における個人情報の移転は番号法、国民健康保険法、個人情報の保護に関する法律に則り、決められた範囲内に限定している。 ・業務に必要な情報については、所管課に対し利用申請書を提出し、認められた内容のみ受信できるようシステムで制限している。	事後	
令和5年6月5日	リスク対策(4. 国民健康保険料賦課情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転 ルール内容及びルール遵守の確認方法	・同一機関内における個人情報の移転は番号法、国民健康保険法、個人情報保護条例に則り、決められた範囲内に限定している。 ・業務に必要な情報については、所管課に対し利用申請書を提出し、認められた内容のみ受信できるようシステムで制限している。	・同一機関内における個人情報の移転は番号法、国民健康保険法、個人情報の保護に関する法律に則り、決められた範囲内に限定している。 ・業務に必要な情報については、所管課に対し利用申請書を提出し、認められた内容のみ受信できるようシステムで制限している。	事後	
令和5年6月5日	リスク対策(5. 給付管理ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 規定の内容	墨田区 ・委託仕様書に墨田区個人情報保護条例に基づいた「個人情報保護に関する事項」を設け、個人情報の適正な管理及び保護について万全の対策措置を講ずるよう明記している。 ・委託先の職員に情報セキュリティ及び個人情報保護に関する教育を実施・報告させている。 ・申告情報のデータ作成委託においては、委託先を選定する際に、プライバシーマークの認定取得又はSMS認証の取得を要件としている。	墨田区 ・個人番号及び特定個人情報の管理に関する規程に基づき、委託契約書に「個人情報等の取扱いに関する特記事項」を設け、個人情報の適正な管理及び保護について万全の対策措置を講ずるよう明記している。 ・委託先の職員に情報セキュリティ及び個人情報保護に関する教育を実施・報告させている。 ・申告情報のデータ作成委託においては、委託先を選定する際に、プライバシーマークの認定取得又はSMS認証の取得を要件としている。	事後	
令和5年6月5日	リスク対策(5. 給付管理ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転 ルール内容及びルール遵守の確認方法	・同一機関内における個人情報の移転は番号法、国民健康保険法、個人情報保護条例に則り、決められた範囲内に限定している。 ・業務に必要な情報については、所管課に対し利用申請書を提出し、認められた内容のみ受信できるようシステムで制限している。	・同一機関内における個人情報の移転は番号法、国民健康保険法、個人情報の保護に関する法律に則り、決められた範囲内に限定している。 ・業務に必要な情報については、所管課に対し利用申請書を提出し、認められた内容のみ受信できるようシステムで制限している。	事後	
令和5年6月5日	リスク対策(6. 滞納整理ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	十分に行っている	再委託していない	事後	
令和5年6月5日	リスク対策(7. 収納管理ファイル)		リスク対策(7. 収納管理ファイル)	事後	
令和5年6月5日	評価実施手続 1. 基礎項目評価 実施日	令和4年5月26日	令和2年6月12日	事後	再実施日を記載する。
令和6年1月31日	基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 事務の内容	4 オンライン資格確認業務 (中略) < オンライン資格確認に係る資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認業務」という。) > ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当区からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当区から被保険者及び世帯構成員の個人情報を出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。	4 オンライン資格確認業務 (中略) < オンライン資格確認に係る資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認業務」という。) > ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当区からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当区から被保険者及び世帯構成員の個人情報を出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当区からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当区から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。	事後	

(別添2) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年1月31日	特定個人情報ファイルの概要(5. 給付管理ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	4件	5件	事前	
令和6年1月31日	特定個人情報ファイルの概要(5. 給付管理ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 再委託事項	資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務で使用する国保総合(国保集約)システムに関する運用業務の一部(バッチ処理/パラメータの入力/バッチ処置の実行/バックアップデータの取得と保管/システム障害発生時の復旧支援作業/各種マスターメンテナンス/外字作成・登録)/サーバ等ハウジングなど、	資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務で使用する国保総合(国保集約)システムに関する運用業務の一部(バッチ処理/パラメータの入力/バッチ処置の実行/バックアップデータの取得と保管/システム障害発生時の復旧支援作業/各種マスターメンテナンス/外字作成・登録)など、	事前	クラウド化されるため
令和6年1月31日	特定個人情報ファイルの概要(5. 給付管理ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5	(空欄)	国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務	事前	
令和6年1月31日	特定個人情報ファイルの概要(5. 給付管理ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 委託内容	(空欄)	国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務(アプリケーション改修、データバッチ実施等)及びシステム運用事務(バックアップ取得、システム障害発生時のデータ復旧等)	事前	
令和6年1月31日	特定個人情報ファイルの概要(5. 給付管理ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 委託先における取扱者数	(空欄)	10人以上50人未満	事前	
令和6年1月31日	特定個人情報ファイルの概要(5. 給付管理ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 委託先名	(空欄)	東京都国民健康保険団体連合会 (東京都国民健康保険団体連合会は、国保中央会に再委託する)	事前	
令和6年1月31日	特定個人情報ファイルの概要(5. 給付管理ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 再委託の有無	(空欄)	再委託する	事前	
令和6年1月31日	特定個人情報ファイルの概要(5. 給付管理ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 再委託の許諾方法	(空欄)	<p>委託先の東京都国民健康保険団体連合会から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当区が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、東京都国民健康保険団体連合会と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)</p> <p>国保総合(国保集約)システムをクラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することとなるため、クラウド事業者は次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること ・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものであること</p> <p>国保総合(国保集約)システムをクラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対してシステム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。</p>	事前	

(別添2) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年1月31日	<p>特定個人情報ファイルの概要(5. 給付管理ファイル)</p> <p>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 再委託事項</p>	(空欄)	<p>国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務の全て</p>	事前	
令和6年1月31日	<p>リスク対策(1. 資格管理ファイル)</p> <p>4. 特定個人情報情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報情報ファイル適切な取扱いの担保 具体的な方法</p>	<p>・再委託を行う場合は、再委託契約に次の事項を盛り込むこととする。 (中略)</p> <p>・また、再委託先が本区と同等の安全管理措置を講じていることを確認する。</p>	<p>再委託を行う場合は、再委託契約に次の事項を盛り込むこととする。 (中略)</p> <p>また再委託先が本区と同等の安全管理措置を講じていることを確認する。</p> <p>国保総合(国保集約)システムをクラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること ・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(SMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものであること <p>国保総合(国保集約)システムをクラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者はクラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で承諾を得ること。</p>	事前	
令和6年1月31日	<p>リスク対策(1. 資格管理ファイル)</p> <p>4. 特定個人情報情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報情報ファイル適切な取扱いの担保 具体的な方法</p>	<p>< 医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務 > (中略)</p>	<p>< 医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務 > (中略)</p> <p>< 国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・データ抽出、テストデータ生成及びデータ投入に関する作業には、委託先の責任者が特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効するが、当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステム的に制御することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業終了の際には、委託先の責任者が迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させることを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破壊し、破壊日時・破壊方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、委託先に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて不必要な複製がされていないか記録を残すことを委託先に遵守させることとしている。 ・特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視することを委託先に遵守させることとしている。 	事前	
令和6年1月31日	<p>リスク対策(1. 資格管理ファイル)</p> <p>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	<p>・国保総合(国保集約)システムをデータセンタに設置し、設置場所への入退室記録管理、監視カメラによる監視および施設管理を行う。</p>	<p>・国保総合(国保集約)システムのデータベースに直接アクセスできる端末を連合会の管理区域に設置し、設置場所への入退室記録管理、監視カメラによる監視および施設管理を行う。</p>	事前	

(別添2) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年1月31日	<p>リスク対策(3.前期高齢管理ファイル) 4.特定個人情報情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報情報ファイル適切な取扱いの担保 具体的な方法</p>	<p>・再委託を行う場合は、再委託契約に次の事項を盛り込むこととする。 (中略) ・また、再委託先が本区と同等の安全管理措置を講じていることを確認する。 (追加)</p>	<p>再委託を行う場合は、再委託契約に次の事項を盛り込むこととする。 (中略) また、再委託先が本区と同等の安全管理措置を講じていることを確認する。 国保総合(国保集約)システムをクラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること ・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(SMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものであること 国保総合(国保集約)システムをクラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者はクラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面に示した上で、許諾を得ること。</p>	事前	
令和6年1月31日	<p>リスク対策(3.前期高齢管理ファイル) 4.特定個人情報情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報情報ファイル適切な取扱いの担保 具体的な方法</p>	<p><医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務> (中略) (追加)</p>	<p><医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務> (中略) <国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置> ・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業には、委託先の責任者が特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効するが、当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステムの制御することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業終了の際には、委託先の責任者が迅速にアクセス権を更新し、当該IDを失効させることを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、委託先に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて不必要な複製がされていないか記録を残すことを委託先に遵守させることとしている。 ・特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視することを委託先に遵守させることとしている。</p>	事前	
令和6年1月31日	<p>リスク対策(3.前期高齢管理ファイル) 4.特定個人情報情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	<p>・国保総合(国保集約)システムをデータセンタに設置し、設置場所への入退室記録管理、監視カメラによる監視および施錠管理を行う。</p>	<p>・国保総合(国保集約)システムのデータベースに直接アクセスできる端末を連合会の管理区域に設置し、設置場所への入退室記録管理、監視カメラによる監視および施錠管理を行う。</p>	事前	

(別添2) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年1月31日	リスク対策(5.給付管理ファイル) 4.特定個人情報情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報情報ファイル適切な取扱いの担保 具体的な方法	再委託を行う場合は、再委託契約に次の事項を盛り込むこととする。 (中略) (追加)	再委託を行う場合は、再委託契約に次の事項を盛り込むこととする。 (中略) ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること ・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものであること ・国保総合(国保集約)システムをクラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者はクラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面に示した上で、許諾を得ること。	事前	
令和6年1月31日	リスク対策(5.給付管理ファイル) 4.特定個人情報情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報情報ファイル適切な取扱いの担保 具体的な方法	<医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務> (中略) (追加)	<医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務> (中略) ・移行作業終了の際には、委託先の責任者が迅速にアクセス権を更新し、当該IDを失効させることを委託先に遵守させることとしている ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている ・移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、委託先に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて不必要な複製がされていないか記録を残すことを委託先に遵守させることとしている ・特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施することを委託先に遵守させることとしている ・移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視することを委託先に遵守させることとしている。	事前	
令和6年1月31日	リスク対策(5.給付管理ファイル) 4.特定個人情報情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	・国保総合(国保集約)システムをデータセンタに設置し、設置場所への入退室記録管理、監視カメラによる監視および施設管理を行う。	・国保総合(国保集約)システムのデータベースに直接アクセスできる端末を連合会の管理区域に設置し、設置場所への入退室記録管理、監視カメラによる監視および施設管理を行う。	事前	
令和6年1月31日	評価実施手続 1.基礎項目評価実施日	令和2年6月12日	令和6年1月25日	事後	